

平成 17 年 4

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部を改正する規程

承認経過

平成17年2月2日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年2月3日

東京学芸大学長
鷺山恭彦

平成17年規程第4号

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（平成16年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部改正について

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 教務委員会から推薦された委員 1名</p> <p>(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(副学長の出席)</p> <p>第8条 副学長(教育等担当)は、委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て学務部学務課が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>副学長(教育等担当)</u></p> <p>(2) <u>副学長(研究等担当)</u></p> <p>(3) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(4) 教務委員会から推薦された委員 1名</p> <p>(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期)</p> <p>第5条 <u>前条第3号から第5号までの委員</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席者)</p> <p>第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て学務部学務課が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>〔省略〕</p>